

○国土交通省令第五十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（海難審判法施行規則の一部改正）

第一条 海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

（審判期日の変更の請求）

第四十五条（略）

2 前項の請求は、理由を明らかにして行わなければならない。

3～5（略）

（宣誓の方式）

2 第六十条 宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。（略）

（審判期日の変更の請求）

第四十五条（略）

2 前項の請求は、理由を明らかにして、書面でこれをしなければならない。

3～5（略）

（宣誓の方式）

2 第六十条 宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。（略）

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第十三条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「**画**」を削り、「同様式備考之中「**記**」を「**記**」を「**記**」に改める。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第十四条 内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（電磁的方法）</p> <p>第七条の二 法第二十一条第三項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>（創立総会の議事録）</p> <p>第七条の三 （略）</p> <p>（役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第八条の四 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第八条の五 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二・三 （略）</p> <p>（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第八条の七 法第四十三条第四項（法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）及び法第五十八条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、第七条の二第一項第二号に掲げる方法とする。</p> | <p>（新設）</p> <p>第七条の二 （略）</p> <p>（創立総会の議事録）</p> <p>第七条の二 （略）</p> <p>（役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第八条の四 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第八条の五 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。</p> <p>一・二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> |